

標 題：

登録規則の改正について

NK テクニカル インフォメーション

No. 9 9

平成3年10月25日

船主、造船所並びに関係団体 各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、弊会は登録規則の全部を改め、来る平成4年1月1日から施行することと致しました。つきましては、新登録規則並びに同細則を添付致しますので、御査収下さい。

この改正は、船級協会が従来取り扱ってきました船体、機関、電気等の枠を超えた広い範囲での船舶の安全性及び環境保全について、船級協会が関与するよう要望されていることを背景にしたものです。

新登録規則では、従来の船級の概念によるものを船級として登録し、それ以外のものを設備として登録することといたしました。ここで言う船級は、船級船として登録するための必須要件（船体構造、船体艤装、機関、防火構造、脱出設備、消防設備、電気設備、復原性、満載喫水線）であり、一方、設備の登録は船主各位の希望によって選択可能のものであって、冷蔵設備、揚貨設備、海洋汚染防止設備、安全設備、通信設備、自動化設備、潜水装置等が含まれます。但し、日本籍船については、従来どうり海洋汚染防止設備（但し、規則により施設することを要する船舶に限る）、揚貨設備、機関区域無人化設備及び潜水装置（但し、いづれも当該設備・装置を有する船舶に限る）も必須要件となります。

また、操船性、船舶を運航するうえでのソフトウェア、船舶の管理の評価等、船級協会が関与すべき範囲を更に拡大するよう要望がでてきていることから、これらにも対応出来るよう今後拡充をはかっていくことにしています。

これら船級及び設備の登録の要件は条約の要求に合致しておりますので、船級及び該当設備が登録されている場合には、船主各位の申込みにより、船籍国政府に代わって条約証書を弊会が発行いたします。

この船級及び設備の両登録制度を活用することによって、船籍国政府の要求により容易に対応することができ、また船主各位にとっても船全体の安全性評価を容易にすることができるという利点があるものと考えております。

新規則の取り扱い、申込みの手続き等につきましては、「登録規則の改正に関する補足説明」を添付致しましたので併せて御案内申し上げます。

ご不明な点がございましたら、弊会本部検査事務部（登録）宛お問い合わせ下さい。

敬具

添付：REGULATIONS FOR THE CLASSIFICATION AND REGISTRY OF SHIPS

(FEBRUARY 1991 AMENDMENT)・・・日本以外の国籍を有する船舶に適用

登録規則（平成3年6月 全部改正）・・・日本籍船に適用

GUIDANCE FOR THE REGULATIONS FOR THE CLASSIFICATION AND

REGISTRY OF SHIPS (FEBRUARY 1991)・・・日本以外の国籍を有する船舶に適用

登録規則細則（平成3年6月）・・・日本籍船に適用

登録規則の改正に関する補足説明

登録規則の改正に関する補足説明

平成3年10月25日

改正後の登録規則（以下、「新登録規則」とする）の主要改正点並びに改正後の取り扱いについて以下のとおりご案内申し上げます。

1. 登録規則の主要改正点

（1）船級登録のための必須要件の明示

改正前の登録規則（以下、「現行登録規則」とする）では、船級登録のために必要な要件に明瞭さを欠いていました。そこで船級登録のための必須要件を新登録規則において示すことによって登録の申込者が登録するために何が必要かが新登録規則だけを見てもわかるように致しました。

尚、改正後は満載喫水線についても船級登録のための必須要件となります。

（2）設備登録制度の拡充

従来の船級の概念の枠—船体、機関、電気等—を超えたより広い範囲での海上安全及び海洋環境の保全が求められている今日、それらの安全性及び保全性を確保することができる設備を登録し維持・管理することによって、船舶全体の安全性評価を容易にすることができるものと考え、設備登録の制度を拡充することと致しました。

従来、登録する設備は冷蔵設備だけでしたが、新登録規則においては、揚貨設備、海洋汚染防止設備、安全設備、通信設備、自動化設備及び潜水装置までに拡充致します。

（3）船籍国政府の特別要件の取扱い

新登録規則においては、2章の「船級登録」及び3章の「設備登録」の規定に加え、船籍国政府の法令に要件の付加・軽減等がある場合は、それらの法令も船級及び設備の登録の要件になる場合がある旨を規定することによって、船籍国政府の要求により容易に対応できるものと考えます。

（4）船級符号と主推進機関の符号との関係の明示

現行登録規則では、NS*、NS、MNS* およびMNSの組み合わせが幾通りも在るような規定になっていますが、改正後は、「NS* MNS*」と「NS MNS」の二通りの組み合わせだけになります。

（5）「登録原簿に登録する事項の明示」及び「登録事項のレジスタブックでの公開」

現行登録規則では登録原簿に何が登録されるのか示されておりませんが、新登録規則においては、登録事項を明示すると共にレジスタブックで公開する旨を新たに規定致しました。

（6） 検査報告書の改正

改正後は、「検査報告書」を検査事項を記録するための文書として位置付け、その名称は「検査記録書」に改められます。

(8) 証書の改正

改正後は、検査結果は検査記録書にだけ記載され、船級証書等の証書への裏書きは廃止されます。

また、現行の証書はB4版2枚折りである一方レポート用ファイルがA4版であるため書類の一括収納に適していない、等の点を考慮してサイズがA4版に変更されます。

なお、設備証書は、一船に対して一通のみ発行され登録された設備は全て設備符号と共に同設備証書に記載されます。

以上の主要改正点を取りまとめますと、表1（次ページ）のとおりとなります。

VOID

〔表1〕

改正前	改正後
船級登録のための必須要件	
☐ 船体及び船体臓装 ☐ 機関 ☐ 防火構造 ☐ 脱出設備 ☐ 消防設備 ☐ 電気設備 ☐ 復原性	☐ 船体及び船体臓装 ☐ 機関 ☐ 防火構造 ☐ 脱出設備 ☐ 消防設備 ☐ 電気設備 ☐ 復原性 ☐ 満載喫水線
*但し、日本籍船については、以下の事項も必須要件となる。 ☐ 海洋汚染防止設備 ☐ 揚貨設備 ☐ 機関区域無人化設備 ☐ 潜水装置	同左
設備登録事項	
☐ 冷蔵設備	☐ 冷蔵設備 ☐ 揚貨設備 ☐ 海洋汚染防止設備 ☐ 安全設備 ☐ 通信設備 ☐ 自動化設備 ☐ 潜水装置 ☐ その他の本会が適当と認めた設備
検査報告書	
検査報告書	検査記録書
証書の名称	
☐ 船級証書 ☐ 仮船級証書 ☐ 冷蔵設備証書 ☐ 仮冷蔵設備証書	☐ 船級証書 ☐ 仮船級証書 ☐ 設備証書 ☐ 仮設備証書 注) 冷蔵設備証書の第二面に記載していた要目（冷蔵倉の数及び容積，等）の証書上の記載は廃止され，レジスタブックだけに掲載される。
証書のサイズ	
B 4	A 4
証書の裏書き	
有	無

Ⅱ. 登録規則改正後の取扱い

(1) 新規入級船（新造船，既成入級船並びに再入級船）の取扱い

新登録規則は，来年1月1日以降完成入級する船舶に適用されます。

(2) 就航船（現存船）の取扱い

新登録規則は，来年1月1日以降，就航船（現存船）にも適用されます。従ってその施行とともに就航船に対しても新書式による船級証書を発行致します。また，新登録規則3章に掲げる設備を有している就航船に対しては，新登録規則3章に掲げる設備登録がなされているものとして設備証書を発行致します。

両証書共弊会本部から船主各位へ来年1月にご送付申し上げる予定ですので，新証書が届き次第，旧船級証書を（冷蔵設備証書を有している場合は同証書も併せて）弊会本部（検査事務部）または最寄りの支部・事務所にご返送下さい。本件に関する証書発行手数料は申し受けません。

なお，旧書式の船級証書及び冷蔵設備証書は，新証書が発行されお手元に届くまで新登録規則による証書と見なされますので，本船に保管願います。

また，現行登録規則によって発行された検査報告書は，新登録規則によって発行された検査記録書と見なされ，新書式のものは発行致しませんので引き続き本船に保管願います。

(3) 設備検査と法定検査との関連

設備登録は船級と異なり，あくまでも船主各位のオプション（任意）によるものです。

但し，条約関係の設備（即ち，海洋汚染防止設備，安全設備，通信設備）については，新登録規則上は，当該設備が条約の要件を取り込んだ『設備規則』（現在，整備作業中）によって検査され登録されれば，弊会は設備証書を発行致しますと共に弊会を Authorize した船籍国政府に代わって条約証書を発行致します。

と言いましても実際には，検査を行った設備を登録するという手続きが新たに加わっただけで，検査の項目・内容は従来の法定検査と変わりはなく，設備を登録するために二重に検査を受ける必要はありません。また，設備検査と法定検査の手数料を二重に申し受けることもありません。

(4) 日本籍船の取扱い

先にご説明致しましたように，日本籍船については，海洋汚染防止設備，揚貨設備，機関区域無人化設備及び潜水装置も船級登録のための必須要件であり船級として登録すると共に設備としても登録致します。但し，検査自体は船級検査だけを行い，設備検査は行いません。

上記設備・装置を有する日本籍船については，新船級証書と共に設備証書も発行されます。

(5) 設備登録及び設備登録の維持の申込み

新登録規則による設備登録及び設備登録の維持の申込みは，「製造中／製造後の船級登録及び設備登録のための検査申込書」及び「船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書」（添付の『登録規則細則』巻末に様式を掲載しました。）により，最寄りの支部・事務所に提出して下さい。

(6) 設備登録事項

設備登録によって、設備の種類、設備符号に加えて下記表2の事項が設備登録原簿に登録されると共にレジスターブックに掲載されますので、本船がこういった構造・設備・装置を有しているかが一目でわかり船全体の安全評価が可能になるものと考えます。

〔表2〕

設備名	登録事項
冷蔵設備	冷蔵倉の数及び容積， 冷媒の種類及び冷却方式， 冷蔵倉の防熱材料の種類， 冷凍機器の要目，等
揚貨設備	デリック・デッキクレーンの数と制限荷重
海洋汚染防止設備	貨物区域の構造・設備， (SBT, CBT, COW等) 機関区域の構造・設備， (油排出監視制御システム，油水分離装置，等) ケミカルタンカーの構造・設備 (予備洗浄装置，ストリップング装置，喫水線下排出口，受入施設への排出装置，等)
安全設備	L i f e b o a t の数，収容人数及びタイプ， L i f e r a f t の数，収容人数及びタイプ， R e s c u e b o a t の数及び収容人数，等
通信設備	I N M A R S A T， G M D S S，等
自動化設備	M O，M C等
潜水装置	最大潜水深度，定員

以上